

# 世田谷区犯罪被害者等支援に係る運用方針の概要

## ～運用方針策定の目的～

(仮称)世田谷区犯罪被害者等支援条例(以下「条例」という。)第14条に基づき、支援策などをより具体化するため策定する。

条例第9条 ▶▶▶

### 3 早期回復・生活再建に向けた支援策

#### ○相談に関する支援

- ・弁護士相談費用の助成
- ・カウンセリング費用の助成

#### ○経済的支援

- ・遺族弔慰金
- ・遺族子育て支援金
- ・重傷病支援金
- ・性犯罪被害者支援金

#### ○住居に関する支援

- ・転居費用助成
- ・宿泊費用助成

#### ○その他の支援

- ・性犯罪被害者への緊急的な支援

#### ○日常生活への支援

- ・配食サービス
- ・食事費用助成
- ・家事・介護等費用助成
- ・移動費用助成
- ・一時保育・預かり費用助成
- ・就労準備費用助成
- ・修学費用助成
- ・ごみの訪問収集



条例第8・10条 ▶▶▶

### 5 犯罪被害者等相談員の人材確保・育成



犯罪被害を受けた方が、安心して相談できるように、犯罪被害者等相談員の人材確保と国や東京都の研修等を通じ育成に努める。

条例第11条 ▶▶▶

### 6 庁内連携及び関係支援機関との連携



犯罪被害を受けた方の生活は多種多様で、必要な支援も多岐に渡るため、庁内関係部署、関係支援機関との連携・協働強化を図り、きめ細かい支援を実施する。

条例第12条 ▶▶▶

### 4 普及啓発

#### ○さまざまな機会・広報媒体を活用した普及啓発

- ・区民まつり等の機会や区HP、区のおしらせ、デジタルサイネージ等を活用し、犯罪被害者等が置かれた状況や接し方等について普及啓発を図る。

#### ○二次被害を防ぐための普及啓発

- ・学生、事業者、区民向けリーフレットを策定する。

#### ○相談窓口の普及啓発

- ・犯罪被害者等相談窓口の認知度向上のため、さまざまな機会や広報媒体を活用し、周知する。

### 7 支援制度運用委員会の設置

犯罪被害者等への支援について、支援の対象となる犯罪被害者の範囲や複雑なケースなどの支援のあり方について、学識経験者等を交えた審査会を設置し、審査などを行う。